

Intellectual Property

Newsletter No.116

Contents

審 決 取 消

進歩性における組合せの動機づけと顕著な効果について 特許庁と知財高裁で判断が分かれた事例

知財高裁(3部) 令和8年4月16日判決〔熱可塑性樹脂組成物事件〕

商 標

子供用フォークに関する立体商標についての審決取消訴訟

知財高裁(2部) 令和8年6月10日判決〔子供用フォーク立体商標事件〕

著 作 権

プログラムの著作物性を肯定した事例

大阪地裁(21部) 令和8年4月23日判決〔医療用システム向けのアプリケーション開発キット事件〕

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

審決取消

進歩性における組合せの動機づけと顕著な効果について
特許庁と知財高裁で判断が分かれた事例

知財高裁(3部)令和8年4月16日判決(令和7年(行ケ)第10023号)裁判所ウェブサイト
(熱可塑性樹脂組成物事件)

杉野 文香

PROFILEはこちら

1 事案の概要

本件は、発明の名称を「熱可塑性樹脂組成物とそれを用いた樹脂成形品および偏光子保護フィルムならびに樹脂成形品の製造方法」とする発明(「本件発明」)に係る特許(「本件特許」)の無効審判請求を不成立とする審決の取消しが求められた事案です。なお、本件では、請求項1及び請求項6の進歩性欠如が問題となりましたが、本記事では、請求項1に関する判断についてご紹介します。なお、以下では、請求項1に係る発明を本件発明1といいます。

本件発明は、工業製品の透明材料等に使用される樹脂組成物に関するものであり、「アクリル樹脂と紫外線吸収剤¹(UVA)を含む樹脂組成物であって、ガラス転移温度の高さに基づく優れた耐熱性を有しながら、高温での成形時においても、発泡、ブリードアウト²等の発生が抑制され、UVAの蒸散による問題の発生を低減できる樹脂組成物を提供すること」を目的とするものです。また、請求項1の内容は以下のとおりです。

【請求項1】

- A ラクトン環構造、無水グルタル酸構造、グルタルイミド構造、N-置換マレイミド構造および無水マレイン酸構造から選ばれる少なくとも1種の環構造を主鎖に有する熱可塑性アクリル樹脂と、
- B ヒドロキシフェニルトリアジン骨格を有する、分子量が700以上の紫外線吸収剤と、を含み、
- C 110℃以上のガラス転移温度を有する熱可塑性樹脂組成物。

D ここで、前記ヒドロキシフェニルトリアジン骨格は、トリアジンと、トリアジンに結合した3つのヒドロキシフェニル基とからなる骨格((2-ヒドロキシフェニル)-1,3,5-トリアジン骨格)である。

2 特許庁の判断

無効審判請求において、請求人は、本件発明が本件優先日前に頒布された甲1(国際公開公報)に記載の発明(「甲1発明」)に甲2(公表特許公報)に記載された技術的事項を適用することによって当業者が容易に想到できたものである(進歩性欠如)と主張しました。

これに対し、特許庁は、本件発明と甲1発明の相違点を以下のとおり認定しました(下線は執筆者による。以下同様)。

本件発明	甲1発明
- 熱可塑性樹脂組成物に含まれる紫外線吸収剤がヒドロキシフェニルトリアジン骨格を有する、<u>分子量が700以上の紫外線吸収剤</u>であり、前記ヒドロキシフェニルトリアジン骨格は、トリアジンに結合した3つのヒドロキシフェニル基とからなる骨格((2-ヒドロキシフェニル)-1,3,5-トリアジン骨格)であり、 - 熱可塑性樹脂組成物の<u>ガラス転移温度が110℃以上</u>。	- 熱可塑性樹脂組成物に含まれる紫外線吸収剤が該樹脂組成物を厚さ80μmの偏光子保護フィルムに成形した場合に要件a〜cを同時に満たすものである一方、 - 当該紫外線吸収剤が、<u>ヒドロキシフェニルトリアジン骨格を有する、分子量が700以上のものであることの特定なし</u>。 - 熱可塑性樹脂組成物の<u>ガラス転移温度が110℃以上であることの特定なし</u>。

そのうえで、①甲2には極めて多くのs-トリアジン紫外線吸収剤が記載されており、本件優先日当時の技術常識を

¹ アクリル樹脂は紫外線を含む光に曝されることで透明度が低下することがあり、それを防ぐためにUVAを添加する方法が知られていたが、UVAを添加したアクリル樹脂の成形に際しては発泡やブリードアウトが生じる、加熱によりUVAが蒸散して紫外線吸収能が低下したり成形装置が汚染される等の問題が知られていた。

² プラスチックの表面にプラスチック材料との相溶性に欠ける添加剤が吹き出てくる現象。

³ 甲1発明の課題を解決するための要件。要件a:該偏光子保護フィルムの厚み80μmにおける380nmでの光線透過率が30%以下、要件b:該偏光子保護フィルムのTgと該紫外線吸収剤を含まない以外は該偏光子保護フィルムと同じフィルムのTgの差が3℃以内、要件c:厚み80μmにおけるYIが1.3以下。

次ページへ続く ▼

踏まえても、いずれの紫外線吸収剤が甲1発明における偏光子保護フィルムに適したものであるか(要件a～cを同時に満たすものか)を当業者が直ちに認識できないため、甲1発明に甲2の技術的事項を適用する動機付けがない、②甲1発明において、フィルム製造時のロール汚れを発生しにくくする観点から、融点が110℃以上の紫外線吸収剤を選択することが望ましいところ、請求人が主張する甲2に記載の特定の化合物の融点は110℃を大きく下回り、当該化合物を甲1発明に適用するには阻害要因がある、③本件特許に係る明細書(「本件明細書」)では、本件発明の実施例について、特に、フィルムからブリードアウトした紫外線吸収剤の量の程度を示す濁度変化量が0となったことが開示されているところ、このような効果は当業者が予測し得たものではないと判断し、進歩性を肯定しました。

3 知財高裁の判断

これに対して、知財高裁は、甲1発明の認定に関する審決の判断を維持したうえで、①甲1発明に甲2に記載の技術的事項を適用することの動機付けがあり、②阻害要因はなく、③顕著な効果も認められないとして、進歩性がないと判断しました。具体的な判断内容としては以下のとおりです。

(1) 動機づけについて

- ・ 甲1には、「上記紫外線吸収剤としては、例えば、本発明に適した任意の紫外線吸収剤を選択できる。例えば、特開2001-72782号公報や特表2002-543265号公報(執筆者註：甲2)に記載の紫外線吸収剤が挙げられる」と記載されており、甲2に記載の紫外線吸収剤を「本発明に適した…紫外線吸収剤」として甲1の偏光子保護フィルムに用いることが示唆されている。
- ・ 甲2には、化合物の化学構造式も記載されており、当業者であれば、甲2に記載された化合物がヒドロキシフェニルトリアジン骨格を有するものであり、その分子量が700以上のものであることを理解する。
- ・ 甲1発明に適用される紫外線吸収剤は要件a～cを満たすものである必要があるところ、①甲2に記載されている紫外線吸収剤が本件発明に適したものであるとの記載が甲1にあること、②甲2では12種類のトリアジン系紫外線吸収剤が具

体的に開示されており、その中でも4種類の紫外線吸収剤が特に好ましいとされていること、③12種類のトリアジン系紫外線吸収剤のうち一部の化合物については紫外線の吸収能が高いと理解されていたこと、という事情の下では、当業者はこのうち一部の化合物について、要件a～c全てを満たす可能性があると認識し、甲1発明に適用する動機づけが認められる(つまり、要件a～cを確実に同時に満たすと認識して初めて動機づけがあるということにはならない。)。

(2) 阻害要因について

- ・ 「フィルム製造時のロール汚れの発生防止」は、甲1発明が解決しようとする主たる課題には挙げられておらず、また、甲1には融点が110℃未満の化合物についても記載されているから、当該事情は阻害要因にはならない。

(3) 顕著な効果について

- ・ 本件明細書に記載の実施例はいずれも主成分の分子量が958の紫外線吸収剤が用いられているところ、分子量は本件発明1の下限值(700)から大きく乖離している。本件発明における紫外線吸収剤は実施例で用いられたものに限られず、様々な種類のものを含むものである。本件発明1に該当するあらゆる樹脂組成物について、濁度変化量が0となるかは、本件明細書に記載の実施例の記載からは必ずしも明らかでない。

4 コメント

本件は事例判決ではありますが、①主引例に副引例の内容が適材として例示され、かつ、副引例において性能(本件では優れた紫外線吸収能)が具体的に開示されている場合には、主引用発明に記載の条件を確実に満たすとの予測までは不要であり、動機づけとしては、「実現の可能性があることから適用を試みる」という程度で十分とされたこと、②主引用発明の本来的な課題とは無関係な条件を満たさない程度であれば、阻害要因にはならないこと、③本件発明における「分子量700以上」というような広いクレームに対して、明細書に極めて限定的な実施例しかない場合には、顕著な効果を主張するハードルが高いことが示されている点で参考になると考えますので、ご紹介させていただきます。

[目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

商標

子供用フォークに関する立体商標についての審決取消訴訟

知財高裁(2部)令和8年6月10日判決(令和7年(行ケ)第10120号)裁判所ウェブサイト
〔子供用フォーク立体商標事件〕

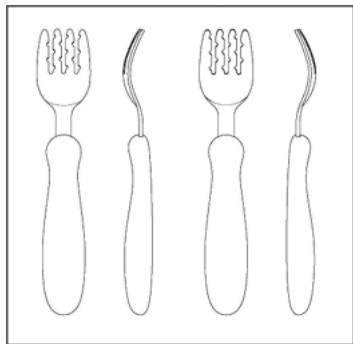


廣瀬 崇史

PROFILE はこちら

第1 事案の概要

原告は、令和4年6月27日、指定商品を、第8類の区分に属する「乳児用及び子供用の食卓用フォーク、フォーク」とする立体的形状からなる商標(立体商標、「本願商標」)について商標登録出願をしたところ、令和5年3月に拒絶査定を受けたことから、同年6月に、拒絶査定不服審判の請求をするとともに、手続補正書を提出して、本願商標の指定商品を、第8類の区分に属する「乳児用及び子供用の食卓用フォーク」(「本願指定商品」)に補正しました。これに対して、特許庁は、令和7年10月、審判請求は成り立たないとの審決(「本件審決」)をしたところ、原告は、令和7年11月、知財高裁に対し、本件審決の取消しを求め訴訟(「本件訴訟」)を提起しました。なお、本願商標を把握するご参考として、本件訴訟の判決書別紙の商標目録の一部を以下に引用します。



第2 本件審決の概要

本件審決の概要は、次のとおりです。

商標法3条1項3号¹該当性について、特許庁は、次のような判断をしました。まず、本願商標は、立体商標であり、全

体的に厚みのある太い柄で、柄にくびれ部分を有し、4本のフォークヘッドの各指に凹凸が形成されている立体的形状からなるものであると認定しました。そして、当該形状は、これに接する需要者が、その商品の機能又は美感上の理由による形状の選択と予測し得る範囲のものであって、商品の機能又は美感に資することを目的して採用されたものといえ、本願商標を本願指定商品に使用しても、これに接する需要者は、その商品に採用し得る形状の一形態を表したものであるとして理解するにとどまり、自他商品を識別するための標識としては認識し得ないというべきであるから、本願商標は、商品の形状を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標に該当すると認定しました。

次に、商標法3条2項²該当性について、特許庁は、次に記載する①～③の事情を考慮し、原告が本願商標を本願指定商品に使用した結果、本願商標の立体的形状が独立して自他商品の識別力を獲得するに至っているとはいえず、本願商標を、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができるものとは認められないと認定しました。

- ① 本願商標の使用期間、本願商標の立体的形状を有する商品(「本件商品」)の販売数量を裏付ける資料は限定的なものであり、これらを客観的に評価し得るものでないこと
- ② 雑誌、テレビによる広告宣伝は、それぞれ各1媒体のみであり、本件商品が各種ウェブサイトで紹介され、大規模な展示会において、多数の商品の一つとして本件商品が取り扱われていたというのみでは、本願商品が商品の出所を表示する商標として需要者の間に広く認識されていたといえ

¹ 第三条 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。・・・中略・・・三 その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、形状・・・中略・・・生産若しくは使用の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、態様、提供の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

² 前項第三号から第五号までに該当する商標であっても、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるものについては、同項の規定にかかわらず、商標登録を受けることができる。

次ページへ続く ▼

ないこと、

③ 本件商品のフォークの柄及びパッケージには、ブランド名の刻印があり、本件商品はパッケージされた状態でブランド名の文字と共に使用され、需要者は、ブランド名の文字を含めて、同業他社の商品と区別して、本願商標の立体的形状が需要者の目につき易く、強い印象を与えるものであったとはいえないこと

第3 本件訴訟における知財高裁の判断の概要

本件訴訟において、知財高裁は、上記の特許庁に判断について、いずれも誤りはないと認定しました。その概要は次のとおりです。

1 商標法3条1項3号該当性について

まず、商標法3条1項3号は、商品の形状(立体的形状を含む。同法2条1項)その他の特徴を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標は、商標登録を受けることができない旨を定めているところ、知財高裁は、前提として、商標が商標法3条1項3号に該当するというためには、商品が当然に備える立体的形状等の特徴のみからなる商標であることまで要するものではないというべきであるとしました。

また知財高裁は、立体的形状からなる商標が、指定商品との関係で、商標法3条1項3号に該当するか否かは、審決時(又は査定時)において、これが指定商品に使用された場合に、需要者によって、当該商品の形状その他の特徴を表示するものとして一般的に認識されるものであったか否かにより判断すべきところ、商品の形状は、多くの場合、当該商品に必要とされる機能や美観に資することを目的として選択されるもので、取引に際し何人もその使用を欲するものであるから、需要者から見て、当該形状が商品に必要とされる機能や美観に資することを目的として選択されたものと把握し得る範囲のものであれば、当該商標は、自他商

品の識別力を有するものではなく、商品の形状その他の特徴を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなるものとして、商標法3条1項3号に該当するというべきであるとしました。

そのうえで、知財高裁は、本願商標について、① 全体的に厚みのある太い柄で、② フォークヘッドと柄との接続箇所から少し離れた箇所、正面及び側面から見て狭くなくくびれ部分を有し、③ くびれ部分から後端までの柄は、その腹側が緩やかに膨らみ、その背側がやや大きく膨らんだ形状であり、④ フォークヘッドの歯は4本であり、各歯の内側にU字状の凹みが形成されている立体的形状からなるものであると認定しました。

そして、知財高裁は、これを前提に、本願指定商品は「乳幼児及び子供用の食卓用フォーク」であり、その需要者は一般の消費者であるところ、証拠及び弁論の全趣旨によれば、本件審決時において、厚みのある太い柄を有していたり、柄にくびれ部分を有していたり、フォークヘッドの歯が4本であったり、その内側に凹凸が形成されていたりする、乳幼児ないし子供用のフォークは多数存在し販売されていたこと、また、本件商品を含む商品を紹介するウェブサイトや、その包装には、「溝がついて麺がすべり落ちない」、「握りやすい取っ手形状」など、当該商品の形状が「握りやすさ」、「食べやすさ」という、機能に資するものであることが明示されていることが認められるとしました。

知財高裁は、最終的に、上記のような事情を考慮し、本願商標の立体的形状は、需要者において、当該形状が、商品に必要とされる機能に資することを目的として選択されたものと把握し得る範囲のものであると認められ、商標法3条1項3号に該当すると認定しました。

2 商標法3条2項の要件について

次に、知財高裁は、商標法3条2項所定の要件の具備について判断しました。まず、知財高裁は、商品の立体的形状

次ページへ続く ▼

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

からなる商標が、使用をされた結果、自他商品の識別力を有するに至ったか否かは、当該商標の形状及び当該形状に類似した他の商品の存否、当該商標が使用された期間、商品の販売数量、広告宣伝がされた期間及び規模等の使用の実情を総合考慮して判断するのが相当であるとしてしました。

そのうえで、知財高裁は、一定の事実認定を行ったのち、本件商品が長期間にわたり継続して販売され販売数量も相当程度に上ることや、原告が、本件商品について、各種メディアを通じ広告宣伝を行っていることによって、本件商品が一定の範囲の需要者に認識され、高く評価されていることは認められるものの、本件商品の具体的な販売数量や市場占有率はなお明らかでなく、その広告宣伝の期間、規模も限定的なものにとどまること、そして、アンケート調査の結果によっても、本件商品の写真のみから、原告のブランド名等を回答した者は20.1%にとどまり、その余の調査対象者は、他社のブランド名等を回答したり、「全くわからない」と回答したりし、本件商品の写真のみからは「全くわからない」と回答した者に対し、原告を含む10社のブランド名等を示した場合においても、原告のブランド名等を回答した者は4.6%であるのに対し、「わからない」と回答した者はなお44.1%に上るというのであって、本件商品の形状は、当該商品に必要とされる機能に資することを目的として選択されたもので、それ自体、強い自他商品の識別力を有するものではないことをも総合考慮すると、本願商標は、使用された結果、需要者において、自他商品の識別力を有するに至ったとまで認めるのは困難というほかなく、したがって、本願商標は商標法3条2項所定の要件を具備するものではないと認定しました。

3 小括

以上より、知財高裁は、本件審決の商標法3条1項3号該当性及び同条2項所定の要件の具備に係る各判断にいずれ

れも誤りはなく、原告の主張する審決取消事由は認められないとしました。

第4 まとめ

立体商標は、例えば、需要者が商品そのものの形について「機能や美観のための形」と受け止め、出所を示すものとは認識しない場合が想定されることなどから、文字・図形などの平面商標に比べて商標登録のハードルが高い面があると考えられており、本件訴訟における法的論点及び事実認定の内容は、立体商標の出願に際して考慮すべき事項、例えば、商標法3条1項3号や同条2項への該当性の判断において考慮される事実や証拠を把握するのに資するところがあり、実務上一定の参考になると考えられたことから、その概要を紹介した次第です。

[目次へ戻る](#)



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

著作権

プログラムの著作物性を肯定した事例

大阪地裁(21部)令和8年4月23日判決(令和4年(ワ)第1703号)裁判所ウェブサイト
〔医療用システム向けのアプリケーション開発キット事件〕



水野 太貴

PROFILEはこちら

1 事案の概要

本件は、医療用システム向けのアプリケーション開発キットである「PDプログラム」及び「ICプログラム」(「Xプログラム」)を開発した原告(「X」)が、被告(「Y」)に対し、YによるXプログラムの使用及びマンモグラフィ読影診断ワークステーション(「Y製品」)又はそのテストツール(「Yテストツール」)の製造販売等が、Xプログラムに係る著作権(複製権・譲渡権)を侵害するなどとして、Xプログラムの使用及びY製品又はYテストツールの製造販売等の差止めなどを求めた事案です。

本件の争点は多岐にわたりますが、以下では、Xプログラムの著作物性の争点に関し、ご紹介いたします。

裁判所は、以下のとおり、Xプログラムは著作物性を有する旨判示しました。

なお、本件は、結論としては、Xの請求のうち、Xプログラムに係る著作権侵害に基づくXプログラムの使用及びYテストツールの製造販売等の差止請求、廃棄請求、消去請求並びに(一部の)損害賠償請求が認容され、その余のXの請求は棄却されました。

2 裁判所の判断

(1)プログラムの著作物性判断(規範定立)

裁判所は、Xプログラムの著作物性を判断するに当たり、以下の規範を定立しました。

・プログラムは、「電子計算機を機能させて一の結果を得ることができるようにこれに対する指令を組み合わせたものとして表現したもの」(著作権法2条1項10号の2)であり、所定のプログラム言語、規約及び解法に制約されつつ、コンピューターに対する指令をどのように表現するか、その指令の表現をどのように組み合わせ、どのような表現順序とするかなどについて、著作権法により保護されるべき作成者の個性が表れることになる。

・したがって、プログラムに著作物性があるというためには、指令の表現自体、その指令の表現の組合せ、その表現順序からなるプログラムの全体に選択の幅があり、かつ、それがありふれた表現ではなく、作成者の個性、すなわち、表現上の創作性が表れていることを要するといわなければならない(知財高裁平成21年(ネ)第10024号同24年1月25日判決・判例時報2163号88頁参照)。

(2)Xプログラムの構成等

裁判所は、前記(1)のとおり規範を定立した上で、まず、以下のとおり、Xプログラムの構成等を認定しました。

・Xプログラムのうち、PDプログラムは、医療用システムの標準規格であるDICOM規格に準拠したシステム開発をサポートするための機能を有する総合的な開発キットプログラムであり、そのプログラム構成としては、ライブラリを主たる内容としつつ、ヘッダーファイル、ライブラリファイル利用のためのインターフェース等のプログラムも付加することで全体が構成されている。一方、Xプログラムのうち、ICプログラムは、DICOM規格に準拠した医療画像処理ソフトウェア開発用ライブラリで、PDプログラムを前提とするオプション製品であり、医療画像データの読み込み、表示、加工等の機能を備えている。

・一般に、ライブラリは、汎用的に利用可能な関数やクラスをまとめたもので、開発者が記述したソースコードをコンパイルしてオブジェクトファイル(機械語)に変換し、これをまとめることでライブラリファイルとして生成される。Xプログラムのライブラリも、ソースコードで記述された関数等をコンパイルしたオブジェクトファイルからなるもので、機械語で記述されている。

(3)Xプログラムの著作物性

裁判所は、前記(2)のとおりXプログラムの構成等を認定し、本件で、Xは、Xプログラムのライブラリについて、創作性を主

次ページへ続く ▼

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

張立証するものである旨判示した上で、以下のとおり、Xプログラムのライブラリの記述は、Xの個性が表れた創作的な表現であることから、Xプログラムは著作物性を有する旨判示しました。

- ・ Xプログラムのライブラリについては、これが機械語に変換される前のソースコードの全体が開示されているものではないものの、そのプログラムの性質上求められる機能の種類やその多様性、それらに伴って要求される演算処理の内容等に照らせば、PDプログラム及びICプログラムのいずれのライブラリも、相当の行数にわたる長大なソースコードをもって記述されたものが機械語に変換されたものと認められる。このことのみから直ちにプログラムとしての創作性を肯定するものではないが、相当のプログラム表現上の選択の幅の中で、特定のプログラム表現をXが選択したことをうかがわせる事情として指摘した上で、XがXプログラムのライブラリに係るコンパイル前のソースコードを開示して主張立証する部分を具体的に見ても、①プログラムの動作記録を行うLOGとエラーが生じた場合に対応する処理とを関連付ける記述部分、②マルチスレッドプログラミングの記述部分、③画像データの保存と受信の形式に係る記述部分、④メモリ使用量を少なくするデータ受信方法に関する記述部分があり、いずれも創作性を肯定することができる。
- ・ ①(プログラムの動作記録を行うLOGとエラーが生じた場合に対応する処理とを関連付ける記述部分)について、DICOM規格に反した画像データの処理方法に関する記述であるが、Xは、開発キットプログラムであるXプログラムの利便性の向上を目的として、88個(86種)のエラーメッセージ(PDプログラムにつき79個(77種)、ICプログラムにつき9個(9種))を4つのエラー重大性レベルにカテゴリ化するとともに、LOGとエラーメッセージとの関連付けについて、相当の選択の幅が想定される中で、特定の選択をし、これをプログラム表現として記述したのであるから、Xの個性が表れているといえる。
- ・ ②(マルチスレッドプログラミングの記述部分)について、Xプログラムが、複数の演算処理を同時に実行するマルチスレッドプログラミングの手法でのシステム開発で用いられる

ことを想定したもので、これに対応するためのプログラミング記述には相当の選択の幅が存在するところ、Xはその選択の幅の中から、特定の記述を選択したといえるから、Xの個性が表れているといえる。

- ・ ③(画像データの保存と受信の形式に係る記述部分)について、DICOM規格のもとでは、データの保存に関する事項とネットワーク通信に関する事項は、別概念に属するものとされているため、プログラム上もデータ保存に係る表現様式とネットワーク通信に係る表現様式は異なるのが一般的であるところを、Xプログラムでは、その利用者の利便性の観点から、両様式を統一することを前提にプログラムの記述をしているところ、やはり選択の幅がある中から特定の記述をしたものといえるから、その記述にはXの個性が表れている。
- ・ ④(メモリ使用量を少なくするデータ受信方法に関する記述部分)について、上記Xプログラムの内容に照らせば、プログラムで処理をする画像データは大容量となり、そのような大容量のデータの受信によってプログラムの処理速度が遅くなるとの問題が生じることは容易に想定できるところ、Xは、この問題を踏まえて、DICOM規格の画像データを受信処理する方法(順序や手順等)について、選択の幅がある中から、特定の選択をし、プログラムとして記述したものといえるから、その記述にはXの個性が表れているといえる。
- ・ したがって、Xプログラムのライブラリの記述は、Xの個性が表れた創作的な表現であることから、Xプログラムは著作物性を有する。

3 コメント

著作物性に関し、表現の選択の幅が極端に狭い場合には、創作性が否定されると解されており、プログラムの場合、情報処理の機能性等の観点から、表現の選択の幅が極端に狭いと解される場合も少なくないものと考えられます。

本判決は、プログラムの著作物性について一般的な規範を定立した上で、具体的な記述部分について、選択の幅がある中から、特定の選択をし、プログラムとして記述したものと認定し、プログラムの著作物性を認めたという点で今後の実務の参考になると思い、ご紹介した次第です。

[目次へ戻る](#)

